

1. 保育所の設置運営主体等について

- (1) 保育所の名称及び設置認可年月日
- ・「かたひら保育園」 昭和57年4月 (元第一授乳所:片平地区)
 - ・「ことりの家保育園」 昭和62年12月 (元第二授乳所:星陵地区)
- (2) 設置主体の名称及び設置年月日
- ・社会福祉法人「木遣子」 昭和57年4月1日
- (3) 保育所の管理運営組織
- (4) 保育所の管理運営に大学職員が関与しているかいないか、関与している場合は関与の実情
- ・関与していない

2. 保育所について

- (1) 保育児の定員及び現員
- ・「かたひら保育園」 定員90名
現員92名 (大学職員12名 その他80名)
 - ・「ことりの家保育園」 定員60名
現員63名 (大学職員40名 その他23名)
- (2) 保育時間
- ・「かたひら保育園」 7:30~18:00
(希望者は19:00まで延長あり)
 - ・「ことりの家保育園」 7:30~22:00
- (3) 保育料
- ・仙台市の規程により所得に応じている。
- (4) 保育所の施設等(土地面積、建物延面積、建物構造)
- ・「かたひら保育園」
敷地面積 1,348㎡ 建物面積 442㎡ 建物構造 鉄筋平屋建
 - ・「ことりの家保育園」
敷地面積 1,354㎡ 建物面積 444㎡ 建物構造 鉄筋平屋建

3. その他

- (1) 大学の施設、備品を貸与している場合はその内容
- ・設置当初は土地、建物(建物に付随する工作物を含む)及び備品を無償貸与していたが、現在は土地、建物(建物に付随する工作物を含む)を無償貸与している。(備品は耐用年数が切れ、法人で買い替えしている)
- (2) 大学が、財政的援助を行っている場合はその内容
- ・行っていない
- (3) 財団の定款、保育所の運営規則等参考となる資料
- ・別紙
- (4) 財団を設立した時の参考となる資料
- ・別紙

東北大学星陵地区病児保育施設運営委員会規約

【総則】

- 第1条 この会は、東北大学星陵地区病児保育施設運営委員会と称する。
- 第2条 本会は、東北大学の星陵地区に勤務または在学する保護者の小学3年生以下の子供が、病児保育を必要とする状態になった時の看護・保育を行うことを目的とする。

【事業】

- 第3条 本会は、第2条の目的を遂行するために、次の事業を行う。
1. 病児保育施設の運営
 2. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【組織】

- 第4条 病児保育施設運営委員会の主たる運営団体である東北大学医学部教室員会内に本会を設ける。本会は次の役員により構成される。

委員長	教室員会委員長
副委員長	3名：教室員会副委員長のうち1名、副看護部長、 保育問題検討小委員会委員長
委員	数名：委員長が任命する（病児保育施設スタッフ、保育問題検討小委員会委員を含む）
オブザーバー	事務部総務課長、総務課長補佐、管理課長、保育問題検討小委員会オブザーバーメンバー、教室員会会員

- 第5条 本会は役員の過半数の出席により開催される。役員の3分の2以上の同意をもって議決する。
- 第6条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。委員は再任されることができる。
- 第7条 委員長は本会を代表し、会務を遂行する。
- 第8条 副委員は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、委員長が定める順序により、その職務を代行する。
- 第9条 委員は委員長の諮問に応じ事業の執行に関して必要な事項の企画、立案を行うほか、事業の実施を推進する。必要な事項は委員長が委員会を開き協議を行う。

【事務局】

- 第10条 教室員会内に病児保育運営委員会の事務局を置き、会計を担当する。事務局について必要な事項は、委員長が別に定める。
- 第11条 事務局は毎会計年度の収支決算書および事業計画書を作成し、委員会に諮る。

【会計】

- 第12条 本会の経費は、年間登録費、利用料、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第13条 本会の会計年度は3月1日に始まり、2月末日に終わる。
- 第14条 委員会によって依頼された会計監事が監査報告をする。

【雑則】

- 第15条 本規約の変更は委員会において3分の2以上の同意を得て議決する。

【付則】

- 第16条 本規約は平成13年1月1日より実施する。